実施艦　自衛艦四隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十七号

海上における射撃等訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十月八日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十一年十月十九日（予備、同月二十日）、同月二十一日（予備、同月二十二日）、同月二十三日（予備、同月二十四日）及び同月二十五日の毎日一二〇〇から一四〇〇まで

区域　相模湾の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三五度〇五分三〇秒　東経一三九度一七分二四秒
(イ)　北緯三五度〇五分三〇秒　東経一三九度三三分三六秒
(ウ)　北緯三五度〇〇分三〇秒　東経一三九度三三分三六秒
(エ)　北緯三五度〇〇分三〇秒　東経一三九度一七分二四秒

実施艦等　自衛艦四隻　航空機四機
その他　一　射撃等訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　投下訓練は、投下海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
四　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○中部地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月八日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百五十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岐阜市日野東四丁目四番一から関市山田字籃屋六六七番二まで	前	BA	九・二〇〜一〇六・〇〇メートル	五・九一二キロメートル
	後	BA	九・二〇〜一〇六・〇〇メートル 二三・〇〇〜七三・〇〇メートル	五・九一二キロメートル 二・六七一キロメートル

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月八日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十六号	岐阜市岩田西一丁目二三番から同市岩田西三丁目五七七番五まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十月八日

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職
国務大臣　平野　博文

外務大臣岡田克也帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
財務大臣　藤井　裕久

国際通貨基金総務会総務たる日本政府代表を命ずる
国際復興開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる
欧州復興開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる
米州開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる
アジア開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる
アフリカ開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる
多数国間投資保証機関総務会総務たる日本政府代表を命ずる
国際通貨基金の国際通貨金融委員会委員たる日本政府代表を命ずる
開発途上国に対する実物資源の移転に関する国際復興開発銀行及び国際通貨基金の総務会合同大臣委員会委員たる日本政府代表を命ずる
投資紛争解決国際センター理事会代表者たる日本政府代表を命ずる
国土交通大臣秘書官に任命する（以上九月二十九日）
中原　淳

特命全権大使　近藤　剛
同　篠原　勝弘　同　小畑正比呂
同　小河内敏朗　同　原　聰

願に依り本官を免ずる（各通）
（東京地方裁判所判事兼東京家庭裁判所判事・立川簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　板垣　千里

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上九月三十日）

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣鳩山由紀夫は、十月一日デンマーク国へ出張のため出発した。
文部科学副大臣　中川　正春
（国際連合教育科学文化機関日本政府代表部在勤）特命全権大使　山本　忠通

第三十五回ユネスコ総会日本政府代表を命ずる
期間は平成二十一年十一月六日までとする（各通）
（大臣官房広報文化交流部長）
外務事務官　門司健次郎
（国際統括官）文部科学事務官　木曽　功
（国際連合教育科学文化機関日本政府代表部　公使）外務事務官　秋葉　正嗣
（同　参事官）同　倉光　秀彰
（同）同　板倉その子（渡邉）

第三十五回ユネスコ総会日本政府代表代理を命ずる
期間は平成二十一年十一月六日までとする（各通）
（日本ユネスコ国内委員会会長）田村　哲夫

第三十五回ユネスコ総会日本政府代表顧問を命ずる
期間は平成二十一年十一月六日までとする
財務副大臣　峰崎　直樹
財務官　玉木林太郎
（国際局次長）財務事務官　古澤　満宏
（大臣官房審議官）同　林　信光
（日本銀行理事）　堀井　昭成
（国際通貨基金理事）財務事務官　小手川大助
（国際復興開発銀行理事）同　式部　透

国際通貨基金第六十四次年次総会臨時総務会代理たる日本政府代表代理を命ずる
国際復興開発銀行第六十四次年次総会臨時総務会代理たる日本政府代表代理を命ずる
国際金融公社第五十三次年次総会臨時総務会代理たる日本政府代表代理を命ずる
国際開発協会第四十九次年次総会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる
期間は平成二十一年十月二十一日までとする（各通）